

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 9 日

平成22年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 2 年 3 月 9 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成22年3月9日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成22年3月9日 午後5時15分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	中 村 秀 克	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	病 休	臨 時 書 記	仲宗根 寛
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 優
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	公 営 企 業 課 参 事	金 城 英 幸		

平成22年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成22年3月9日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		施政方針
6		提出議案の説明について（議案第3号～議案第12号）
7	議 案 第 3 号	平成21年度座間味村一般会計補正予算について
8	議 案 第 4 号	平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算について
9	議 案 第 5 号	平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算について
10	議 案 第 6 号	平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について
11	議 案 第 7 号	平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算について
12	議 案 第 8 号	平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算について
13	議 案 第 9 号	平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算について
14	議 案 第 1 0 号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
15	議 案 第 1 1 号	固座間味村定資産税の課税免除の特例に関する条例について
16	議 案 第 1 2 号	座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成22年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましてはお手元にお配りしたとおりの報告であります。

諸 般 の 報 告

平成22年1月8日～平成22年3月8日まで

- | | |
|----------|------------------------|
| 1月 8日（金） | 南部地区関係団体合同新年懇親会 |
| 1月10日（日） | 成人式（議長挨拶） |
| 2月18日（木） | 沖縄県町村議会議員研修会（読谷文化センター） |
| 2月26日（金） | 第1回臨時議会 |
| 3月 3日（水） | 新造船祝賀会（みつしま） |
| 3月 9日（火） | 第1回定例議会 |

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

行 政 報 告

平成22年3月9日

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 平成21年12月28日 | 仕事納め（職員訓示） |
| 平成22年 1月 1日 | 年始会 |
| 2日 | 初興し |
| 3日 | 生年合同祝い（座間味、阿嘉） |
| 6日 | 消防出初式 |
| 8日 | 市町村の県立病院運営参画に関する説明会 |
| 〃 | 南部地区関係団体合同新年会 |
| 10日 | 村成人式 |
| 12日 | ホエールウォッチングフェスタ・オープニングセレモニー |
| 14日 | 県町村会研修会 |
| 〃 | 同年始会 |
| 16日 | ホエールウォッチング安全祈願 |
| 18日 | 個別外部監査報告 |
| 21日 | 次世代推進協議会 |
| 26日 | 沖縄感謝の夕べ（大阪） |
| 27日 | 〃（東京） |

28日	カーボンオフセットシンポジウム
29日	沖縄総合事務局財務部来訪
1月30日	海上保安庁「りゅうきゅう」にて見学・昼食会
31日	視覚障害者マラソン沖縄大会
2月 4日	南風原町長訪問
〃	南部離島町村長連絡協議会定例会
〃	同研修会、懇談会
6日	渡嘉敷マラソン
8日	FMとよみ安慶名社長来訪
10日	JICA表敬（看護協会）
11日	村健康・福祉祭り、産業祭り
12日	南部広域市町村圏事務組合理事会
〃	南部市町村会定例総会
〃	南部振興会評議員会
〃	港湾協会通常総会
18日	内航路「みつしま」進水式
19日	離海振取締役会
20日	体協卓球大会
25日	自治功労者表彰式、同祝賀パーティー
〃	町村会定例総会他 多会議
26日	臨時議会
27日	ツーリズムフォーラム
3月 2日	内航路「みつしま」就航祝賀会
3日	自衛隊西部方面隊来村
5日	NTT西日本本部長三村氏表敬
8日	県空港課表敬

おはようございます。きょうから3日間よろしくお願ひいたします。それでは平成22年第1回座間味村定例会行政報告を行います。

まず、平成21年12月28日の仕事納め（職員訓示）をさせていただきまして、平成22年に入りますと、1月3日生年合同祝い、これは各区でございます。それから1月6日、消防出初式、1月10日、村成人式、それから12日、ホエールウォッチングフェスタ・オープニングセレモニー。ずっと下の方へ行きまして、2月11日、村健康・福祉祭りと産業祭りを一緒に開催しております。また、2月26日には臨時議会、27日にツーリズムフォーラム。3月2日には内航路「みつしま」の就航祝賀会を行っております。

以上、主なものを抽出させていただきまして、報告させていただきます。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 中村秀克議員及び3番 金城善昇議員を指名します。

日程第4. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月11日までの3日間と決定しました。

日程第5. 施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それでは施政方針をお配りしているペーパーを読み上げさせていただきます。私の施政方針とさせていただきます。

平成22年度施政方針

平成22年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、議員各位の日々のご精励に対し深く敬意を表します。

この度の議会は、平成22年度の村政運営の基本となる予算案や緊急経済対策を中心とした平成21年度補正予算案など、多くの重要な案件についてご審議をお願いするものであります。まず村政運営に関する私の所信の一端や施策等を申し述べ、村議会並びに村民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村民の負託を受け、村長として任期中最初の当初予算の編成を迎えました。私は村長就任以来、地方自治の本旨に則り「地域力を活かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村にするために！」をテーマに村政運営に邁進してまいりました。

平成22年度予算編成におきましては、村財政の邁迫、景気・経済の低迷が続く中ではありましたが、「選択と集中」による予算編成を実施し、この結果、基金を取り崩すことなく予算を編成することができました。また、国の経済対策に伴い平成21年度補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業などの景気・経済対策により道路舗装補修事業や、戸別防災無線、遊具施設の設置など、これまで財源手当てができずに先送りしていた単独事業を盛り込んだ補正予算を計上しているところであります。

現状認識と基本姿勢

わが国の状況を見ますと、景気は持ち直しつつあるものの失業率が高水準にあることなど、依然として厳しい経済状況が続いております。

県内でもリーマンショック以降の世界的な景気の低迷や新型インフルエンザの影響などにより観光客が減少傾向にあるほか、失業率に関しても依然として厳しい状況が続いております。

本村においても、観光客の減少により、基幹産業である観光産業に影響が出始めており、今後の振興施策の推進にも影響が出てくること懸念されているところであります。

本村は、これまでも集中改革プランや公債費負担適正化計画等により財政の健全化に努めてまいりましたが、特別会計の赤字や公債費の負担が大きいことなどから平成21年施行の財政健全化法により、早期健全化団体に指定されるなど財政運営は予断を許されない状況が続いております。

このような厳しい状況の中、さらなる財政の健全化をはじめとした行財政改革の一層の推進が求められております。

以上のことを踏まえ、平成22年度当初予算編成に関しましては、これまで以上に徹底した経常経費の節減や、村税を始め各種使用料の徴収率向上に努めることとするなどの予算編成方針のもとに編成を行いま

した。

一方、観光振興経費として「しーぶん商品券事業」の創設や、子育て支援策としての「幼稚園の入園料金、保育料金の第2子目以降の減免」など、住民生活に不可欠な事業や産業振興を積極的に取り入れた予算案といたしました。

平成22年度予算の内訳は、

一般会計において 10億6千3百75万4千円

特別会計において 9億5千8百77万4千円

の規模となっております。

政権交代や少子高齢社会など本村行政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しているなか、「住民が住み心地のいい村」を実現するためには、行政職員と住民の皆様が協働で村づくりを行っていくことが非常に重要であると考えております。

私は、この難局を乗り越えるためにも、住民福祉の向上や産業振興に尽力すると共に本村のこれからの道しるべとなる総合計画の策定など公約の実現に邁進します。

そして中長期的な視点に立った本村の一層の発展につながる施策を打ち出し、これを推進していく所存です。

次に重点施策の概要について申し上げます。

1 行政事務の効率化と健全財政の維持

厳しい財政状況が続くなか、今後も公共事業の絞り込みや経常経費の節減に努めるとともに、人事評価の実施、仕事や予算の変化に応じた組織の編成、自主財源確保、収納率の向上など徹底した行財政全般にわたる改革を推し進め、単独でも維持可能な簡素で効率的な行財政運営を図ってまいります。また、財政健全化法のもと策定しました、財政健全化計画、簡易水道事業経営健全化計画に基づく同計画を着実に実行するとともに、地域主権改革による権限の移譲や一括交付金制度の創設など、時代の潮流へ乗り遅れることがないような対応も迫られていることも踏まえ、平成21年度でその期間が終了する集中改革プランを検証し、今年度において新たなプラン作りを検討してまいります。

さらに、平成22年度において、村総合計画の検証を行い次期計画策定に向けて、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、新たな村づくりの指針「座間味村第4次総合計画」を策定に向けて作業を進めてまいります。

2 保健・医療・福祉サービスの充実

本村においても、他の自治体同様少子高齢化が進み、深刻な問題となっております。

お年寄りにやさしく安心して子育てができ、郷土愛が育まれる村にするために、保健、福祉、医療、介護を含め関係機関と連携を密にして各種福祉サービスの充実強化に努めてまいります。

福祉サービスにおきましては昨年度より実施しております「ふるさと訪問、生きがいつくり事業」を引き続き実施すると共に、改修を終えた介護予防拠点施設を利用したショートステイの実現等、在宅サービスの拡充に取り組めます。

高齢者の閉じこもり予防を目的として、現在阿嘉島において実施しております「いこいの広場」を本年度より座間味島においても開始いたします。また、平成18年度より包括支援センターの事業として毎週水曜日に開催しております「きっちゃき予防教室」の利用者が広がるよう広報に努め、転倒による骨折予防を行います。

次世代を担う子ども達においては、「座間味子どもプラン」に基づき支援対策を進めて参ります。本年度は、プラン作成時に行なわれた意見交換会において要望の高かった公園遊具の修繕、設置に取り組む他、現在国会で審議が行われております、鳩山内閣の主要政策である子ども手当を実施することとしております。

また沖縄本島で専門的な医療を必要とする通院費は経済的負担を強いられているとの声を受け、対象者や治療内容を考慮し船舶運賃の扶助を検討いたします。

健康づくりにおきましては、特定健診の受診率の向上を始め、特定保健指導を継続して実施するとともに、本年度においても運動教室、ウォーキング教室を開催し、楽しみながら健康増進が図れる環境づくりを行います。

総務省の補助を経てNTT西日本が行なっておりますユビキタスヘルスケア事業は、最終年度を向かえ、ITを利用した「健康な島づくり」として世界に発信できるよう保健師を中心に実証に努めるとともに、ユビキタスを活用した「健康づくりツアー」等、事業終了後の展望も視野にこれからの展開を含め関係機関と協力し事業を展開してまいります。

3 産業の振興

本村ではこれまで、観光産業とリンクした農水産業との複合化に継続的に取り組んでまいりましたが、未だ、その確立には至っておりません。

これまでの反省を踏まえ、平成22年度においては、地産地消の確立と地域資源を活かした観光振興を積極的に推進してまいります。

本村の観光産業は、美しい自然景観と県都那覇市からの地理的利便性によって発展してきました。しかしながら、世界的な景気低迷等による経済不況の中、本村においても昨年の観光入域客数は77,318人と対前年度比10%減となるなど、きわめて厳しい状況であり、国内外の景気の動向からも当面はこの状況が続くものと考えられます。

平成22年度におきましては、これまで同様各種誘客イベントを開催すると共に積極的に観光PR活動を実施してまいります。また、単独事業として提案している「しーぶん商品券事業」を行うことで、誘客と消費の促進を図ってまいります。

第一次産業の農業部門につきましては、沖縄県農業改良普及センターとの連携のもと農産物の新たな可能性を考えていくと共に特産品の開発にも力を入れていきます。

漁業部門に関しましては、沖縄県雇用再生事業を活用して特産品開発を進めてまいります。

4 廃棄物処理

平成21年度は座間味クリーンセンターの裁判訴訟により、那覇市・南風原町環境施設組合の協力を得て、村内のごみを搬出して処理を行いました。

平成22年度においても、これまで同様、近隣自治体や関係機関の協力が得られるように働きかけてまいります。

座間味クリーンセンターについては、本村のこれからのごみ行政の在り方を検討しつつ関係機関と連絡を密にとりながら対応してまいります。

また、ごみの分別については、村民の協力により、年々着実に分別が進められ、資源ごみの搬出量も順調に増加しています。しかし、まだ燃えるごみとその他のごみを混在させて排出する事例も多く見られることから、なお一層の分別の徹底に取り組み、併せて3R（リサイクル、リデュース、リユース）を引き続き推進して参ります。

5 環境の保全

本村の恵まれた自然環境は、村づくりにおいて欠かすことのできない重要な資源であり、その保全については近隣自治体を含めた各種団体との連携のもと、鋭意取り組んでいくこととしております。

平成22年度におきましては、平成20年に施行されたエコツアーリズム推進法による特定資源の指定及び活用方法の認定に向けて各種団体等のご意見を拝聴しつつ同法の理念に基づき必要な諸手続きを行ってまいります。

環境目的税に関しましては、これまでの経緯を踏まえつつ、導入に向けて検討してまいります。

6 インフラ整備

道路整備については座間味～阿佐線の改良整備を平成23年度実施に向け取り組むとともに、国の緊急雇用創出事業を活用して村道後原線を含めた村内各路線の環境整備を行ってまいります。

港湾整備については、座間味港の東側の舗装、座間味港西側の巻き揚げ機、慶留間港の整備を含め、引き続き早期実施に向け沖縄県へ要望して参ります。

7 簡易水道事業について

本村の水道事業は、近年の小雨傾向等により、平成14年度から毎年制限給水を行うなど飲料水の安全供給には非常に苦慮しているところであります。あわせて制限給水にかかる対策経費がかさんだことや、使用料金の収納率の悪化等により、経営状況が非常に厳しい状況となっております。

本事業の経営改善策として、現在、経営健全化計画に基づき経営の健全化を図ってまいります。

平成22年度は、水源の確保対策として天候に左右されない海水淡水化施設の導入を計画すると共に、沖縄県に対して、水道用水供給事業の広域化について要望してまいります。

8 下水道事業について

特定環境保全公共下水道の座間味浄化センターは、供用開始から約12年が経過し、その主要な施策が老朽化のため処理能力が低下し、機器等に度々不具合が発生している状況にあります。そのため、平成22年度から6ヵ年計画で、改修事業を予定しており、今年度は長寿命化調査及び改築調査を実施いたします。

平成22年度におきましては、各下水道事業共に接続等の啓蒙活動に積極的に取り組んで接続率の向上に努めるなど、経営の健全化と環境保全に努めて参ります。

9 航路事業について

本村の航路事業は、新たに就航する村内航路「みつしま」を含め、沖縄本島と村内の島々を結ぶ唯一の交通機関であり、村民の生活航路として福祉の向上や産業、経済、文化の発展等を促進するため、また、本村の基幹産業である観光産業の振興を図る上でも重要な航路であります。

これまで同様、常に安全航海に心がけると共に、航路改善検討委員会を立ち上げ、村民及び観光客の利便性の向上を図ってまいります。

10 教育

学校教育においては、幼児児童生徒の地域間・世代間交流事業の推進と座間味村を学ぶための教育環境づくりを推進してまいります。

外国人英語指導助手の配置や人材育成事業（孀恋村交流事業、海外ホームステイ）を実施し、幼児児童生

徒の健全な育成を図ります。

幼児教育の充実を図るため、3年保育を継続実施すると共に、多子家庭においては入園料金及び保育料金の保護者負担を軽減し、幼児教育の更なる振興に努めます。

また、学校施設整備計画書を策定し安全・安心な学校づくりに努めてまいります。本年度は座間味小学校校舎改築検討委員会を立ち上げ、早期改築に向け取り組んでまいります。

以上、平成22年度の村政施政方針を申し上げましたが、財政難をはじめ、景気・経済の低迷など、かつてない時代の変化の中で、さまざまな課題に対して迅速かつ的確に対処し、村政を進めてまいる所存でございます。

終わりに、議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成22年度の村政施政方針といたします。

平成22年3月9日

座間味村長 宮 里 哲

○ 議長（宮平秀保）

以上で、施政方針を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第6．議案第3号から議案第12号までの議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第3号

平成21年度座間味村一般会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

平成21年度座間味村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,432,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
9 地方交付税		799,996	36,039	836,035
	1 地方交付税	799,996	36,039	836,035
12 国庫支出金		124,271	42,928	167,199
	1 国庫負担金	112,904	40,723	153,627
	2 国庫補助金	4,683	2,205	6,888
14 財産収入		353	113	466
	1 財産運用収入	351	113	464
歳入合計		1,353,410	79,080	1,432,490

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		266,887	30,264	297,151
	1 総務管理費	231,631	30,264	261,895
3 民生費		126,608	13,427	140,035
	1 社会福祉費	114,111	1,222	115,333
	2 児童福祉費	12,495	12,205	24,700
4 衛生費		204,282	3,697	207,979
	1 保健衛生費	154,845	3,697	158,542
6 農林水産費		78,075	6,037	84,112
	1 農業費	27,495	4,957	32,452
	3 水産業費	24,951	1,080	26,031
7 商工費		21,424	1,500	22,924
	1 商工費	21,424	1,500	22,924

款	項	補正前予算額	補正額	計
8 土 木 費		146,259	18,930	165,189
	2 道路橋りょう費	51,823	14,500	66,323
	4 港 湾 費	11,429	3,200	14,629
	5 下 水 道 費	39,012	1,230	40,242
9 消 防 費		12,778	5,225	18,003
	1 消 防 費	12,778	5,225	18,003
歳 出 合 計		1,353,410	79,080	1,432,490

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	集会施設修繕事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	6,000
		節水対策事業 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	10,000
		地域美化事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	2,700
		阿佐地区地上デジタル移行負担金	3,325
4 民 生 費	2 次 世 代 育 成 費	遊具設置事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	10,000
6 農 林 水 産 費	1 農 業 費	古座間味農道改修工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	6,000
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	村道阿嘉・座間味線舗装工事 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	8,000
		村道・林道修繕費 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	6,500
	4 港 湾 費	座間味・阿真線舗装工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	35,000
		慶留間港船駐場整備工事 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	3,200
9 消 防 費	1 消 防 費	阿佐・阿真港土砂撤去工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	6,000
		簡易式ヘリポート照明設置事業 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	3,300
		戸別防災無線機設置事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	5,000
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	防災情報通信整備事業費 (J - A L E R T)	3,100
		高良家トイレ整備工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	5,000

なお、詳細につきましては先だって行われた全員協議会で説明させていただきましたので、以下、以後の特別会計につきましても説明は省略をさせていただきますと思います。

議案第4号

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ889千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 国庫支出金		60,340	256	60,596
	1 国庫補助金	39,554	256	39,810
5 療養給付費交付金		1,752	136	1,888
	1 療養給付費交付金	1,752	136	1,888
10 繰入金		32,322	497	32,819
	1 一般会計繰入金	32,321	497	32,818
歳入合計		168,240	889	169,129

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 保険給付金		80,181	862	81,043
	2 高額療養費	7,608	862	8,470

款	項	補正前予算額	補正額	計
11 諸 支 出 金		1,550	27	1,577
	1 償還金及び還付加算金	1,550	27	1,577
歳 出 合 計		168,240	889	169,129

議案第5号

平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 繰 入 金		5,133	△103	5,030
	1 一般会計繰入金	5,133	△103	5,030
5 繰 越 金		1	103	104
	1 繰越金	1	103	104
歳 入 合 計		10,870	0	10,870

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
歳 出 合 計		10,870	0	10,870

議案第6号

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成21年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ213,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
1 簡易水道事業収入		43,830	△3,697	40,133
	1 営 業 収 入	43,830	△3,697	40,133
3 繰 入 金		126,033	3,697	129,730
	1 繰 入 金	126,033	3,697	129,730
歳 入 合 計		213,218	0	213,218

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
歳 出 合 計		213,218	0	213,218

議案第7号

平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 下水道収入		10,046	△1,447	8,599
	1 下水道収入	10,046	△1,447	8,599
4 繰入金		39,012	1,230	40,242
	1 繰入金	39,012	1,230	40,242
5 繰越金		237	316	553
	1 繰越金	237	316	553
歳入合計		49,299	99	49,398

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 下水道事業費		12,049	99	12,148
	1 下水道事業費	12,049	99	12,148
歳出合計		49,299	99	49,398

議案第8号

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,713千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 事業収入		5,946	△1,080	4,866
	1 下水道収入	5,946	△1,080	4,866
5 繰入金		21,431	1,080	22,511
	1 繰入金	21,431	1,080	22,511
歳入合計		27,713	0	27,713

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
歳出合計		27,713	0	27,713

議案第9号

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 事業収入		563	△47	516
	1 下水道収入	563	△47	516
6 繰越金		1	223	224
	1 繰越金	1	223	224
歳入合計		5,125	176	5,301

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,814	176	2,990
	1 農業集落排水事業費	2,814	176	2,990
歳出合計		5,125	176	5,301

議案第10号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

村長部局の職員のうち船員の適切な配置のため、条例を改正するため議会の議決が必要である。これがこの議案を提案する理由である。

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

平成22年3月9日

条例第1号

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「（2）村長の事務部局の職員

その他の職員 15人

（海事職）

」

を

「（2）村長の事務部局の職員

その他の職員 16人

（海事職）

」

に改正する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

内容につきましては、先だって行われました全員協議会にて説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

議案第11号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法施行令第1条により村内において旅館業の用に供する施設の新設や増設、若しくは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項内において製造の事業の用に供する設備を新設、増設した者に対して、固定資産税の課税免除を行うため、条例を制定する必要がある。

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例

平成22年3月9日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた離島（以下「離島」という。）の地域内において旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された区域（以下「過疎地域」という。）内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者に対して、固定資産税の課税免除を行うことにより、本村の産業の振興に寄与することを目的とする。

(離島地域における固定資産税の課税免除)

第2条 村長は、離島地域内において、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用及び簡易宿泊所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備であって、取得価格の合計額が1,000万円を越えるもの（以下「離島地域対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第40号又は法人法（昭和40年法律第34号）第2条第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、離島地域対象設備である建物及び償却資産並びに当該建物の敷地である土地（平成22年4月1日以降の取得に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税その取得の日の属する年の翌年（その取得の日が1月1日の場合は、その日の属する年）の4月1日の属する年度以降5箇年度分に限り課税免除することができる。

(過疎地域における固定資産税の課税免除)

第3条 村長は、過疎地域内において、過疎地域の公示の日から平成24年3月31日（当該過疎地域が当該期間内に当該過疎地域に該当しないこととなる場合には、その該当しないこととなる日）までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける製造の事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を越えるもの（以下「過疎地域特別償却適用設備」という。）を新設し、又は増設した者については、過疎地域特別償却適用設備である建物及び償却資産並びに当該建物の敷地である土地（過疎地域の公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して、その取得の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3年度分までの固定資産税につき、課税免除することができる。

(課税免除の申請)

第4条 第2条及び第3条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、村長に対し、課税免除の申請をしなければならない。

(申請事項の変更等による届出)

第5条 前条の規定により課税免除を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が生じたときから10日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

- (1) 第4条に定める申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(課税免除の取消し)

第6条 村長は、課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) 第2条、第3条に規定する課税免除の要件を欠いたとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為があったとき。

2 村長は、前項の規定により課税免除の決定を取り消した者に対して、相当額の固定資産税を徴収することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

詳細につきましては省略をさせていただきたいと思います。

議案第12号

座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例について

座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和53年4月3日条例第3号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

兄弟姉妹のいる家庭の入園料金及び、保育料金の保護者負担の軽減策を充実させることにより幼稚園への

就園率が上昇し、幼児教育の振興が図られる。これがこの条例を提案する理由である。

座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例

平成22年3月9日

条例第3号

座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和53年4月3日条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、「保護者は、次に定める額に100分の103を乗じて得た金額を納付する。1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」

を

「保護者は、次に定める金額を納付する。」

に改正する。

第3条第1項中（2）の下に

「（3）第2子に係る園児の入園料金は3,600円とし入園と同時に納付すること。

（4）第2子に係る園児の保育料金は2,200円とし毎月10日までに納付すること。」

を加える。

第4条第1項中（3）の下に

「（4）第3子以降の園児については、入園料金及び保育料金を免除する。」

を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

詳細につきましては、先日行われました全員協議会で説明をさせていただきましたので、省かせていただきます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第7. 議案第3号 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

質問をしたいと思います。5ページでございますが、繰越明許費のほうが非常に多いわけでございます。

15件あるんですが、この件で今年度の補正につきましては6件の補正が上がっております。その中のあと

の9件というのは、前の予算等で措置をやったと思うんですが、どうしてそんなにたくさんの繰越明許費が来ているのか。その要因をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

金城勝英議員の御質問にお答えいたします。今回の補正予算には繰越明許費のほうにございますように地域活性化・きめ細やかな臨時交付金。これは今回の補正に上げるものですから当然、全額繰り越しをするんですけども、その他の一番大きなものとして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、実は平成21年度の第一次の補正分です。ということは、現在の民主党政権下ではなくて自民党時代の補正予算でありまして、実は見直しが行われるという国の動きがありまして、しばらく執行を停止していました。執行の停止を解くという通知が来たのが、今年に入ってから。1月に入ってからそういう執行停止を解くというのが来たものですから、執行が遅れまして仕方なく繰り越しということになっております。これが今回、件数が多くなった要因であります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。これは他の市町村においても、やはり臨時交付金があるか来ないかということでカットしたところもあったわけでございますけれども、大変、危機感も出て一番大きな問題が座間味・阿真線の改良でございます。この非常に大きな問題がございますので、早急に詰めてもらいたい。このように思っております。

それからあと1件でございますけれども、3月になって繰出金が国保、水道、漁排、下水等で650万円の繰り出しがあります。これは大変、大きな繰り出しだと思いますけれども、これはどうしてそんなに繰り出しがあるのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

確かに3月の年度末になって繰り出しがあるというのは、本来は余り見受けられないことではあるんですけども、国保会計については医療費の関係によるもので義務的な経費なんですけども、水道、下水道につきましては平成14年度から続いておりました湧水によって、また座間味地区においては确实断水というのが長いこと続いておりましたので、その分の給水の水道料金が減っております。その分、収入が減ることになりますと、歳出は逆に湧水に対する経費はふえているわけですので、その分どうしても歳入が不足するという事態が発生します。その分の湧水分の減る分を一般会計から補ってあげることによって、今回補正に計上させていただきました。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては、やはり収入の減ということになるわけでございますけれども、今やはり断水等が非常に経費ということで、費序に大きな問題だと思いますが、やはりこれを入れなければ平成21年度の決算につきまして、赤字になる可能性があったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

決算の見込みについては、今特別会計のほうでその数字は出しているところですが、ただ今回は湧水によるものだけを一般会計の責任として見ようというものですので、収納率が落ちたからといって、その報告にすることはいたしません。それは徴収努力をしていただきますので、実際の決算においては赤字が発生することもあるかもしれません。ただ、今のところ簡易水道はまだ赤字が続きそうな感じです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今の説明でよくわかるんですが、特別会計等の特に水道につきましては赤字決算とあちこちの市町村でもあることはあるんですが、なるべくは一般がまた後で返してもらうような赤字決算というのは、なかなか公共団体としては、余りよくないものでございますので、なるべくは3月の補正等に上げてやってもよかったのではないかとこのように思っております。

それから、あと1点でございますけれども、22ページですけれども、戸別防災無線設置というものが戸別防災はどのようにやるのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。消防費の戸別防災無線の設置なんですけれども、現在は屋外にスピーカーが十何基か設置をされておりまして、村内のお知らせであったり、災害時の避難の呼びかけとか、そういうものに使っているんですが、どうしても風の強いときとか、悪天候の際には聞きづらい場所があったりということで、両方がうまく伝わらないということがあります。そこで世帯ごとに個別に家庭内に設置をさせていただいて、もちろんこれはその世帯の了解を得る必要がありますけれども、調査させていただきまして、まずは公共施設とか、災害弱者と言われる高齢者とか、一人世帯とか、その辺を優先的にこの予算の中で設置をしていきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては、大変よくわかりました。一人暮らしの老人がたくさんいるんですね。座間味・阿嘉にもたくさんあると思うんですが、こういった方々のものを優先にしまして、この設置をやってもらいたいとこのように思っています。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

若干質疑いたします。8ページです、総務課長。普通交付税は最終ですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

普通交付税、今回3,603万9,000円補正予算計上しておりますが、平成21年度分の普通交付税を確定いたしまして、今回の補正の財源として全額計上させていただいております。ちなみに平成21年

度の普通交付税の確定額が6億7,803万5,000円となっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

歳出のほうですが、報償費の顧問弁護士料の43万6,000円、これの説明をしてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

12ページの総務費、総務管理費の報償費、顧問弁護士料と書いてありますが、これは今、係争中の座間味クリーンセンターの裁判のための東京のほうで裁判は行われておりますので、それに対する今年度分の残りの費用というふうになっております。宮里弁護士への支払いとなります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは、大田弁護士ではなくて、宮里。係争中の…。後でよろしいですから、これまで幾らかかったか。幾ら弁護士に払ったか。今ではなくていいです。定例会が終わるまでに。43万6,000円というかなり前の予算も300万円以上と記憶していますが、それは後でお願いします。

それから同じく12ページの渴水対策基金、これはそこには要望が出ていないんですけども、今から2カ年前か、3カ年前ぐらいに渴水対策のあれは立てかえましたよね、基金から。そして、平成22年度に幾らか払うようになっていましたよね。その表はお持ちですか。これには出ていませんでしょう。借りて立てかえたでしょう。仲村三雄の村長の場合に。ちょっとこれを説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

渴水対策基金の積立金ですが、たしか平成19年度の当初予算でしたか、繰替運用で7,500万円を一般会計でお借りしたと思います。平成20年度に1,000万円を積み戻しました。平成21年度には当初予算2,500万円計上しておりますが、本来、2,500万円ずつ積み立てを戻さなければならなかったんですが、平成20年度にどうしても2,500万円積み立てができなかった。財源的に厳しいのがありまして、戻せませんでしたので、平成20年度に戻せなかった分を今回、ここに計上して平成21年ということで5,000万円を戻すということにしております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

そうすると、今年はいわゆる1,911万8,000円ということを出すわけですね。これを戻すんですか。1,491万8,000円というのは、積立基金でしょう。戻すんでしょう。

それから14ページの児童福祉総務費の子ども手当システム費とか、遊具設置事業費、この遊具設置事業費というのは1,000万円ですけども、これの説明を担当課長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里順之議員の質問にお答えさせていただきます。この遊具設置事業というのは、クジラの公園の大型遊具の設置を予定しております。あと阿佐区から要望がございました。役場のほうが設置しております遊具が老朽化しておりまして、すべり台を設置する予定にしております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それからあと1点です。16ページ、農林水産費ですけれども、使用料及び賃借料、これは土地使用料とありますけれども、495万6,000円ということですから、これはどこの土地で、その地主がどうなっているかとか、場所、これを説明願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

宮里議員にお答えします。土地使用料、これは体験滞在交流事業でウハマの土地代となっております。これは10件ほどの個人もいるんですけれども、ユニバーサルという会社がありまして、これが敷金とか、礼金等が払われていなかったみたいで、それと平成16年から契約も変更するようにとあったものですから、変更もできていなくて、それで今、ユニバーサルには224万5,287円を払いまして、あとはほかにももう1件いるんですけれども、これも敷金、礼金が払われなくて57万6,681円。あと1人は相続者がなくて、今まで6カ年間上げていみせませんでしたので、これが191万1,540円上げます。そしてもう1件も相続者がわからなくて、ずっと身分を調べきれなかったものですから、やっとこれができるまで、これが22万2,180円で、合計495万5,688円支払いをすることになっております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

担当課長、これは手続はどなたがしたの。何名ですか、全部で。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今は4名です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

その土地使用料の495万6,000円というのは支払いするでしょう。これまでの問題とか、ユニバーサルの問題とか言っていますけれども、ちょっと考えられないよ。これはそういった明細書を出してもらえますか、後から。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

明細書は後であげたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これはだれが手続したんですか。相続とかをやっているはずですけども、どなたが業者にお願いしたんですか。個人ですか。どういう経緯で、どういう手続でこの数字は出ていますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

調べたのは産業振興課の委託職員で調べて、みんな個人に電話して調査して、こうなっております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

委託職員がやったということなんですね。それに伴って、相当旅費を使っているでしょう。それを提出してもらうには相当の旅費なんか使ったのではないかと思いますけれども、それも合わせて後でもいいですから、名簿とユニバーサルの話もありますけれども、今平成16年から変更したという話も出ていますので、これを具体的に出してください。以上、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

18ページに賠償金というのがあります。これはどういった賠償金ですか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

商工費の総務費の賠償金の件ですけども、150万円。これは艇庫の事故で起きたYさんの賠償金となっております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これはもう事故が発生してから何カ年ぐらいになりますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

事故を受けたのが平成19年の12月です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

平成19年、その間、何も事故をされた方からの要求とか、そういったものはなかったんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

平成19年に事故に遭いまして、1年間はその本人はリハビリに通っていたんですよ。それで1年間は請求はありませんでした。その後、平成21年の5月に病院代がかかったということで58万1,000円を

去る平成21年の5月に支払って、今は事故の後遺症ということで、弁護士に調べてもらったんですけども、後遺症の認定が14級というのがあるんですよ。手が曲がるのが14級ということでありましたので、弁護士に相談して、14級ということで話し合いをして、14級が110万円になります。それプラスアルファとして150万円計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

こういった人身事故というのは、公共の施設の中で起こったわけですから、率直に行政側は対応してもらわないと大変なことになりますよね。これがそれだけで済んでいるからいいですが、もっと大きなことになってしまったら、大変なことになりますので、これはもう平成19年に発生した事故であるので、当時の行政側のトップはこれはもう率直に対応してほしいかと思っておりますよ。今後、こういうことがないように願いますが、そういった事故がもしあった場合には率直に対応してください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

14ページの子ども手当システム費というのは、どういったシステムなのか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

平成22年度より実施が予定されております、子ども手当にかかわる名簿の洗い出しとか、金額の想定に関するシステムの開発費です。対象者176名おまして、15歳までの子どもに子ども手当を支給することになっておりますので、国の補助を得てシステムを導入することになっております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

子ども手当システムですね。これはパソコンのソフトとかも含まれているわけですね。その事業者というか、請負というか、システム開発をするところの契約の方法、随意契約でやっているのか。役場でいろいろ契約している事業者と随意契約でやっているのか、それとも入札でやっているのか、その辺もちょっと教えていただいてもいいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城善昇議員の御質問にお答えいたします。子ども手当のシステムは住基と大変深いつながりを持っておりまして、現在、使っている住基のシステムを入れている会社のほうが把握しやすいということで随意契約の予定をしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

住基とおっしゃったのは、住基ネットのことですよ。あれは今、実際に稼働しているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、住民基本台帳のほうです。実際、住民票を発行するシステムを入れているところですよ。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

その会社と随意契約をするということではあるんですけども、向こうのいいなりに高い料金を出さないようにその辺はやってください。それは役場と一番、私らが懸念するのは何々がやっているから、そこが便利だろう。その言うとおりとやるものだからわけがわからないシステムになって、自分たちがいざ使おうとしたら使い切れないという部分が、今後出てきますので、あしたの一般質問でホエールネットの件でも恐らく出しますけれども、業者のいいなりに絶対にならないようにしてください。それについては以上です。

先ほど同僚議員からもありましたけれども、16ページ、土地使用料500万円近いんですけども、これをつくったときにはちゃんともろもろを調べてやっていたはずなんですけれども、それを今まで放っておいたのは、理由はどういうことでそうなっているのですか。あしたの一般質問の中にも入ってはいるんですよ、実は。施設の使用状況というのを聞くために。当時だれが担当していたんですか。ちょっと教えてください。当時の担当者。これをつくったときの担当者。平成16年度に変更しなければいけなかった手続きをしていない担当者はどなたですか、教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

当時、課長は今、退職しました大城課長が担当しておりました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

変更は。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

変更は平成16年ですから、その辺はまだ調べてから後でお答えしたいと思います。今すぐはわかりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それはあした聞きます。

先ほど、金城英雄議員からもありましたけれども、150万円のあれも本当はきょう聞きたいんですけども、私が何回も言っている保険関係のことを聞きますので、ここではなくて一般質問で全部聞きますので、あした準備しててくださいよ。

もう一つですが、19ページ、施政方針にもあった分ではないかと思うんですけども、5番の村道・林道修繕費650万円ついていますが、これは予定としてどこの何をするのか。ちょっと教えてもらってもいいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

村道の場合は後原地点を含め、林道でしたらガードレールとか、そういった補修をやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村道後原線というお話がありましたけれども、予算が650万円で何をされる予定になっておりますか。ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

予算が650万円ですから、一応環境を見ながら機械も入れたり、そういったこともやらないといけないと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私が言っているのは、課長、何回も向こうを見てきてくださいと。どういう状況か見てくださいということ私、何回も言っていますよね。それで650万円で足りるかということなんです、私が言っているのは、逆に言えばですね。村道阿嘉・座間味線舗装工事、これは800万円ついてるんですよ。あれはわずか距離は200メートルしかないでしょう。ここの公共工事と同じで設計をやって500万円の設計料を払うんですか。これはどう考えてもおかしいですよ。距離は10分の1もないのに予算は多い。これは絶対に図面

と管理費が半分以上出て、工事費は非常にわずかだということの示しではないですか、これは。どう思われますか。教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この村道・林道修繕費というのは、設計費はそれには入っておりません。修繕ですから一部修繕になると思います。全部が全部はできないと思いますので、一応悪い部分は修繕してから650万円使いたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから多分、修繕費はそれだけしか使わないだろう。だけど、逆に言えば800万円は高すぎないかということなんです。わずか200メートルもないですよ。そこに800万円ですか。それだけで800万円、おかしいのではないですか。これは私が阿嘉・慶留間線の話をしたときもそうなんだけれども、設計監理委託のほうあまりにも高すぎて、実際に道路を工事する人たちのあれは半分以下になっているんですよ。いつでも、これはおかしいのではないかと私は言っているんですよ。設計監理だけで持っていわれている。工事費はない。そういう感じになっていますよ。どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

4番の舗装工事は設計はありません。見積もりだけとってやっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

見積もりだけで、それにしては高くないですかね。これだけの距離で。と私は思うんですけども。また私はこれを皆さんが調査しているときに集落内の穴のあいた道とか、舗装がされてなくてバラスだけの道とか、雨が降って砂が流れて人が歩けない状態の道。あとは村営アパートと民間との間、雨が降ると水がたまって人が歩けないけれども、こういうのはどうするんですかと私、申し上げたんですけども、その返事もないし、この予算でも入れられていないようですけども、これはどういうつもりで。工夫だけでしょうか。これの中には入っていないわけですね。私は予算を組む前から、話をしていますよね。ああいうところ、集落道は年寄りなんか特に歩けないから、ずっと遠回りしてやっていると、そういう道を主にやってくださいと言ったけれども、それもないということはどういうことで、こういう予算の組み方をしているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。実は今は補正のほうのお話をさせていただいているところでございますが、あす、新年度の一般会計予算のほうも御審議いただきたいと思っております。きょうはこの中での話だけになっておりますので、ちょっと話が見えづらいところもあると思っておりますので、ちょっと補足で説明をさせていただきたいと思っております。簡単にですが、平成22年度の一般会計予算の中の失業対策費

というところがございまして、そこにも実は清掃賃金とか、その辺を県の基金を活用しまして予算を計上させていただいておりますので、ここの例えば5の修繕費だけではなくて、新年度の予算も合わせて使っていきたいというふうに考えておまして、プラス先ほど御指摘のありました集落内の舗装が非常に悪いところもありますという話はもちろん私もお聞きしておりますし、現場も見させていただいております。ただ、予算の上限がございまして、その範囲内でできるだけ多くの場所、多くの箇所を修繕あるいは補修をしていって、住民福祉に努めていきたいというふうに考えております。ちなみにあすの予算の中で、また来年の分のほうの話をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長、ちょっと答弁のやり方を勉強してくださいよ。はっきり言って、私もこれは前もって渡されていますから、中も見ています。だけど先に何でここからやらなかったかというものの中で、おっしゃるとおり来年のものに組んでいますから、きょうはこれだけにしてください。こういう答弁のやり方をしないとおかしいんじゃないですか。はっきり言ってもうちょっとあした、突っ込んだことも、いろいろ聞きたいことがたくさんありますので、その辺もちゃんと答えられるようにしてください。これについては以上です。質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

20ページ、工事費、慶留間港の船揚場工事320万円の予算がついているんですが、そこはどのような工事をするんですか。お伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

中村議員に対してお答えします。慶留間の今の旧待合所がありますが、それを取り壊して船が上げられるように係留するところをつくりたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これはいわゆる台風等、この前は津波もありましたけれども、いわゆる村道に船をあげているそれを解消するために、いわゆる場所のあれです。これはいわゆる大体小金額ですけども、ある程度ちょっとした構造の図面、コースだけではなくてどんな感じなのか、係船環も入れるかとかそういったものはちょっとした図面等はできていますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

そうですね、係船環とか、そういうのはやりたいと思っております。ちょっとした舗装はしたいと思いません。コンクリートを入れて。でもあれは壊して、ちょっと教員住宅かかっていますので、ブロックも積まないといけないと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番 (中村秀克議員)

この敷地内にはいわゆるカツオ操業のえびす丸の顕彰碑等、カーブミラー等、あれを撤去しないと余り意味がないと思うのですが、その辺は考慮されているのでしょうか。

○ 議長 (宮平秀保)

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮平 優)

それまでは整備しようかなと思っております。カーブミラーも腐食してだめですよ。そこまでは予算があったら金額は少ないんですが、それまでやっていきたいと思っております。

○ 議長 (宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

○ 2番 (中村秀克議員)

あの顕彰碑はやはり場所があつた場所しかないので、邪魔にならなくて、またどこか目立つようなところ。移設になるわけですね。その辺をちょっと考慮して、それとさっきの施政方針で村長が言った慶留間港の整備の県にあれするというのとは別ですよ。やはりあれはいわゆる道路に船を置くというのを解消するためであつて、我々が言っているやはり今の船を上げる車道のコンクリートとコンクリートとのつなぎ目が波によって砂、石で浸食されてくぼみができて、船台を痛めるとか、そういう解消も含めて、やはり県の担当も前に10人近く来て、見には来ていたんですが、それからは全然何もなくて、そのまま放られるのかなという心配もしていますが、先ほどの村長の市政方針にもやはり慶留間の港も書いていますので、頑張ってください、またいい港をつくってもらえればと思います。以上です。

○ 議長 (宮平秀保)

ほかにございませんか。5番 金城英雄議員。

○ 5番 (金城英雄議員)

12ページの賃金、企画費の中の賃金、地域美化事業とありますが、270万円。これは村全体の予算ですか。

○ 議長 (宮平秀保)

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長 (垣花 健)

これは主に草刈り作業です、簡単な。村内の集落であつたりとか、細かな作業をこれで村全体の費用になります。やりたいと思います。

○ 議長 (宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

○ 5番 (金城英雄議員)

そうしますと、これは補正ですので、新年度予算はまだ見ていないんですが、新年度予算は今年の予算に別に計上されてあるわけですね。

○ 議長 (宮平秀保)

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長 (垣花 健)

この地域美化事業は地域活性化の国の補正予算のものなんですが、補正予算であるんですが、先ほど質問がありましたとおり、繰越明許費で全額来年度に繰り越して4月1日から執行します。ですので来年度のほ

うは、この賃金で賄うということで、その他の賃金をかなりカットさせていただいております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

はい、わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

22ページなんですけれども、先ほどもちょっと質問があった内容なんですけれども、まず最初に先週ですか、チリ沖地震における国内の津波警報の際、多くの役場の職員の方々が休日にもかかわらず、例えば学校のほうに高齢者の皆さんを避難させている場所だとか、現場だとか、あとは役場の庁舎の中、あと集落内を多くの職員の方々が見回りをしているのを私も実際見ました。本当にお疲れ様でした。その辺は大変、評価いたします。お疲れ様でした。そこで、先ほどの戸別防災無線機設置の件なんですけれども、まさにこれにも関連してくる部分でもあると思うんですけれども、この予算500万円に対して、どれぐらいの設置ができるのか。何基の設置ができるのかということをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

500万円の予算で100基を予定しております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

あした、同僚議員からもこの18ページについては具体的に質問があると思いますけれども、私からもお願いしておきましょうね。3年前の事故だと言いますけれども、その担当課は多分、顛末書みたいなものを取ったと思いますので、この顛末書を、総務課長、一緒に同僚議員からも質問があると思いますけれども、きょうの予算審議にもありますから、これもぜひ顛末書を。当時の担当課長、てんまつ書があると思いますので、お願いします。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第4号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第5号 平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第6号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第7号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第8号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第8号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第9号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。これで午前の部は終了します。午後は1時30分から再開します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

午後の部を再開いたします。

日程第14. 議案第10号 座間味村職員定数条例の一部改正（条例第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議案第10号 座間味村職員定数条例の一部改正ということでございます。提案理由の中に村長部局の職員のうち船員の適切な配置のためとありますけれども、この船員の適切な配置というのはどういうことで

しょうか。答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。今回の船員の配置は機械員になります。というのは、今現在、フェリーごまみに機関長を含めて、機械員が3名、クィーンごまみに機械員2名ということで、5名は必ず乗らないといけないというふうになっておりまして、ただ、船員は土日の出勤もありますので、必ずどちらかが5名のうち一人か、二人が休みということが発生した場合には、機械員の資格を持っている非常勤の職員がそれに対応しているんですけども、やはり船長とか、機関長、機械員というのは船員の中でも肝心のポストにありますので、そこに非常勤を充てるというのは好ましくないということで、適切な配置という意味で機械員を採用したいということでもあります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

はい、わかりました。機関員ということですが、これを採用するときの方法というのはいろいろあるんですけども、採用基準としてどういうものを考えておりますか。採用方法として、それをちょっとお答えください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの金城議員の御質問にお答えいたします。方法は一応公募という形で予定しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今は専門機関員が必要だと、資格を持っている人が必要だという話なんですけど、この船には臨時職員が確かにいるという、資格を持っている人がいるということなんですけれども、総務課長の話にありましたけれども、船員というのはやはりこの臨時職員を何年間か努めているはずなんですよね。今の臨時職員が何年ぐらい、今の職員体制で働いてきているのか、ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。今回、1人条例改正としている条件なんですけれども、その方は平成16年10月1日に採用されたと思います。約5年経過しています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど、村長は公募するとおっしゃっていましたが、5年も臨時として資格のある船員がいるわけですから、新しく専門、船の中を取り仕切るぐらいの技量を持つ人を今から探すとなるとかなりのあれがかかりますので、例えば資格を持って、ほかから来てもそこを把握するまでに何年もかかりますので、できれば今現在いる臨時職員として資格を持っている人をそのまま採用してはどうかと。そのほうが教育期間も少

ないですし、適切だと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。本当にありがたい提言だと思っております。しかしながら、公募という公務員という職種という性格から考えましても、一本釣りといいますか、そういう形でなかなかしづらい環境があるというのは御認識いただきたいと思います。公募をさせていただきますが、確かに金城議員がおっしゃるように現場の状況、あるいは私たちが求めている職員の資質等を勘案した場合には、今、金城議員がおっしゃたような事柄を優先してしますと、優先順位は確かに高くなるかとは思いますが、この場所でそういうことをさせていただくという名言は避けさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに村長がおっしゃるとおり、公募というのは平等にあると思います。やはり現在の船長、機関長等を含めまして、人の安全に関することです。そういう経験者を優遇していただきたいと私は思っておりますので、私の意見として受け取っていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 座間味村職員定数条例の一部改正（条例第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第10号 座間味村職員定数条例の一部改正（条例第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第11号 固定資産税の課税免除の特例に関する条例（条例第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

9月でしたか、12月でしたか、一般質問で固定資産税の条例をやるようにという提案をした者として、なぜこれまで十何年間、座間味村がこの条例に関して提案してこなかったのか、というのを恐らく区長がわかるのではないかなど。当時の村長だけで決めたのか、これはわかりませんが、大体の理由はあると思うんですね。皆さん、役場に努めておられるわけですから。その辺をちょっとなぜなのか、これは沖振法

について、座間味村は何も通達がなかったのか、その辺をちょっとかいつまんでお答え願えますか。わかる範囲でいいですから。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

今回、金城議員の御指摘等もありまして、条例制定を提案させていただきました。本来ならば沖縄振興特別措置法、現在が制定された平成14年でしょうか、そのときのスタートと同時に条例等の制定をすべきだったとやはり今、反省をします。ただ、その当時、その後もなぜ制定をしなかったかということにつきましては、やはりその当時の担当課であったり、長だったりとこのころの考えは今からどうだったかというのは非常に図りづらいんですけども、やはりそういう特例があるというところの認識が余りなかったのではないかなというふうに考えます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに総務課長がおっしゃるとおり、その当時の担当課長、あと首長がそのときには助役もいたわけですよ。そういう人たちが全く気づかなかったのか。それとも単に自分たちとは関係ないと、面倒くさいからと思ったのか、その理由はわかりませんが、でもやはりこれを制定して当時やっていたら、固定資産税の収納率もまた上がったと思うのですよ。それに適用された人たちというのは、ものすごく旅館業の運営に関して非常にちょっとだけでもいいから余裕がもてた。その分だけ、だからこういうことが起こりますので、皆さんは情報が入った場合には必要か、必要でないかを早く確実にやって、こういう条例が早目に制定するようにしてください。今回、これを出していただいているんですが、あと2年しか適用期間が残っておりません。でも新聞等、報道のとおりになりますと5年単位で沖振法が伸びるのではないかと報道になっておりますので、今後はそれも関与しまして、今後、老朽化して改装する中にも、これは適用されますので、また新しく跡継ぎとして若い人たちが帰ってきて旅館業をやる可能性もあるわけですから、そういう人たちにこういうのがありますからちゃんと利用してくださいということをまた情報として伝えてください。

あとですね、行政というのは継続しますから、何とかこれを制定した後に法的には絶対難しい話なんですけれども、何とか特例でできませんかと、緊急対策で5年をさかのぼってやってくれないかと、ちょっとでもいいからそういう可能性があるのであれば、そういう交渉を県・国とやっていただきますように、お願いして私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

一言、私もお聞きしたいことがございます。先ほど、金城議員からも提案があったように何年前からかそういう措置があったということなんですが、なぜこれまで何十年間もそれを据え置きしたのか。今まで高額な税金を払ってきた。今ここで私が冒頭で言うようなことに聞こえるかもしれませんが、とにかくつくった時期から村のために観光産業を発展させるために大きなお家をつくって欲しくないかと、若い者は田中村長時分から言われて、我々も大きなお家をつくりました、借金して。その間に課税された税金は並みならぬ大金でした。阿嘉島でも現在は家が多くなったところもあるし、あの当時は二、三軒ぐらい、何十万円とびつくりするほど税金を納めてきました。それを少しでも今からでも村長、おかしい話かもしれませんが、それが認められないかどうか、残っている税金のお家に対して課税できないかどうか、免除。その辺を法的に難し

いかかもしれませんが、その辺はどのように考えていらっしゃるか、村長にお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。ただいまの質問なんですが、法的には非常に厳しいのではないかというふうなことを主管課のほうからは話を伺っておりますが、もう一度、県と関係部局に対して紹介等を行って、何かしらできるのか、できないのかというのを、また改めて皆様にはお答えをしていきたいと思いますが、今すぐどうこうできるという話はないと思うんですけども、私たちの部局なりに一生懸命頑張らせていただきたいというふうに思っています。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

法的には非常に難しいとは思いますがね、村長。行政が村民に対しての優遇とか、いろいろな手助けをするような方法というのはこういったときにしかできないわけですよ。行政の仕事というのはこれが一番効果的でありますね、だれが考えても。そういうふうなことをわかりながら今まで何十年間も放置してきたということが非常に我々にとって、今、この条例が出てきたことに対して、非常に私は不満に思っております。私一人ではないと思います。別に言いたい人もたくさんいるかもしれません。それを聞いたときに村長、村内の今まで高額の税金を納めてきた方々からどのような言葉で意見が出てくるのか、これが確かにあるかもしれません。私らがばらさなければなりませんので、しかし、どこからかは聞こえると思います。なぜ、イッターはそんなに新しいお家をつくって、これだけの税金しか出さないのかということ、必ずばれますよね、村長。ですから、絶対にこういうことは今からあってはいけない。これだけではないですよ。すべての面で、あなたがこれから何十年間、5期、6期までかじ取りをするかもしれませんので、そういうことが絶対にあってはいけないと約束してください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回の条例の制定につきましては、私たちの行政部局からということではなくて、金城議員のほうから御指摘といいますか、御提言がございましたので、今回制定させていただくことができました。そういう意味では本当に感謝しておりますし、またこれからもこういう住民のちょっとした小さなことかもしれませんが、小さな幸せをちょっとでもかなえられるような行政運営ができればいいなというふうに私自身、自分に対しても一生懸命頑張れよというふうに思っておりますので、これからも一生懸命頑張りますし、職員もその辺には常にアンテナを張りめぐらせて、いろいろな情報を仕入れて住民福祉に役立てるよう行政運営を頑張っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては、大変すばらしい条例でございます。平成14年ぐらいからこういった特別措置の沖縄の振興特別措置において、考えられたものでございますけれども、本村において、この条例が制定されなかったというのは、やはり先ほど同僚議員が言いましたように本当に執行部の怠慢でございます。だから今、観光立村と非常にあちこちでよくされるわけでございますけれども、こんなものから詰めていかないと観光

立村とは言えないわけですね。だからそのときは知らんふりして、多く自主財源を上げるためにやったのか、今から考えてみたら。もうこれしか考えられないわけです。だから、今、皆さんが言うようによく条例には何十年から適用すると、うたわれているわけですが、これも法的には今のところではできないと。半額でも返してもらいたいというような要望がたくさんあるわけですが、これは今、執行部の話を聞いていますと、できないという話がよくありますので、今後はやはりこういった肝心なものはこれは住宅ではないものですから、だからこういったものはやはり観光立村として何年間はこれが免除されますので、大いに頑張ってくださいというようなものをピーアールしながら、今後はあらゆるものに気をしめて頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 固定資産税の課税免除の特例に関する条例（条例第2号）についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 固定資産税の課税免除の特例に関する条例（条例第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第12号 座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正（条例第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

第3条の（4）、第4条の（4）、何名ぐらい適用される人がいるのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

ただいまの御質問にお答えします。まず、平成22年度、次年度新しく幼稚園に入る新入園児、これが村内で12名おります。その中で第2子に係る園児、これが5名、それから第3子以降に係る園児が1名ということで、12名中6名が対象になります。それから4歳児につきましても、次年度は6名の4歳児がいますが、そのうち第2子に係る4歳児が1名、第3子以降に係る4歳児が1名、2名の該当者がいると。それから5歳児についても11名おりますが、その中で第2子に係る5歳児が5名、それから第3子に係る5歳児が2名、計7名の適用を受ける園児がおります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございました。こういうのは今、日本国中、子育て支援をやっているわけですから、こういうのは早目、早目に適用者に喜んでいただけるように早目、早目にやってください。ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この第2の件でございませけれども、今、国のほうでは子ども手当等、いろいろとやっておりますが、村としましてはこれは沖縄県全体的な条例の改定なのか、それとも今みたいに人数が非常に少ないわけですから、これだけの金というのは微々たる金なんです。それから子ども手当というのは、国のほうが今やるように支給をやっているんですが、村はこれだけのことを取らないでできないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

まず、今回の条例につきましては、これは全国的なものではなくて、村独自の条例改正ということになっております。全額免除できないかということなんですが、実は今度は3歳児だけでも21万円の減額ということで、今、本村にとっても厳しい財政状況ですから、今のところ全額免除をするというのは厳しいかもしれません。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

独自の条例ということになっているわけですが、だから今、新型インフルエンザとか、いろいろな予防接種等がございます。それが非常に小さい子供とか、幼児におきましては負担が大きいわけなんです。だから今さらこのようにして渡嘉敷もない、粟国もない、どこもないのに座間味村だけやってきた場合には、付近の方からどう言われるかというのが問題ですね。だから、こういったものというのは本当にしんみりとして、今言ったように21万円とかというのは、村としても非常に大きいことは大きいと思うんですけれども、やはり子供さんの教育のためですか、こういったもののやはり教育振興のためにおいても人材育成のためにおいても、もうちょっと考慮すべきところも出てくるのではないかと。だからこれは適用できるのも平成22年度からということになってはいるんですけれども、これを本当に今度からやるのか。だから今言った条例改正というのは、私は普通はいろいろなものの条例というのは沖縄県は大体同じなんです。だけど、独自できているというんだから、私はちょっと首を振るのでございます。だからこの考えについて、村長の意見を聞きたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回の幼稚園児の入園料、保育料の減免というものに関しましては、教育委員会サイドからの考え方もございましたし、あるいは私たち部局の福祉のいわゆる子育て支援とか、次世代育成というところの発想もあると思います。金城議員がおっしゃるように、やるのであれば全額免除というのも考えてもいいのではない

かという話もございましたが、最近の財政事情を見ますと非常に大変申しわけございませんが、厳しい状況がございまして、気持ちとしては本当に免除してあげたいという気持ちはございます。これは段階的にいろいろとこれから財政事情を勘案しながら、あるいはちょっと話が飛んでしまいますけれども、新過疎法というのが、また今回、国会で取り上げられて成立するかと思いますが、その中でも安心・安全の基金をつくっていいですよという話もあったりもして、そういうところがうまく活用できないか、これは子供たちの派遣費も含めてそうなんです、そういうところのいろいろな情報を仕入れながら、まずは第1段階は今回の条例の提案を皆さんにお願いをしたい。将来的な話になりますと、いろいろと財政等も考えながら、また新たな子育て支援策、あるいは教育、福祉をどんどん推進していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今の説明でよくわかったわけですが、やはりこの幼稚園児を持っております父兄の方々から、誤解がないように、私が言いたいことは、この条例的な条例の改正というのは、ほとんど税の改定、いろいろな改定というのは、各市町村大体同じでございます。だから、条例というのは全部どこも一定にやっていますかと聞いたのはそこにあるわけですね。だからこれは教育委員会としても誤解がないように説明を幼稚園を持っている保護者に対しても説明してもらいたいと思います。以上で終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長に御質問いたします。提案理由として、保育料金の保護者負担の軽減策を充実させることにより、幼稚園への就園率が上昇し、幼児教育の振興が図られる。これがこの条例を提案する理由であるということなんですけれども、幼児教育というのは、これから見ると大変重要視されているわけです。そこで教育長、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

お答えいたします。学校教育法の改正によりまして、特に今度の改定では学校教育法の中でトップに挙げられているのが幼稚園という言葉です。今まではそれには載っていなかったんですが、学校として位置づけられているわけです。それで幼稚園は全ての教育の基礎になるということも書いておまして、幼稚園教育の充実というのは、今はどの市町村でも真剣に考えなければならないような状況があります。しかし、これは特に座間味村の場合は、機会均等といいたまうでしょうか、教育のこういうものは金を使って参加するというのが多いんです。だからそのためにも幼稚園園児を持つ親御さんに金銭的な苦渋感を与えないようにするにも非常にいい策ではないかというふうに考えております。これからはどうしても幼稚園というのは、今、話は飛ぶんですけれども、ほかの市町村よりも座間味村のほうは考え方が非常に進んでおります。どうしてかといいますと、幼稚園は公立の中では3年保育になっているわけです。座間味村は3、4、5と3年保育をやっております。ほかの市町村はやっておりません。そういった面も進んで、保護者の考え方と一致させているものなんです。だからあと一つ足せば、この座間味村の幼稚園については相当、島尻の協議会のほうでも注目して、幼稚園があんなによそと違うような態度で人の話が聞けるというのは、どこからきているのかということで、今、いろいろ研究の対象になっていて、ビデオでその活動の様子を撮影してほしいという依頼も

来ているぐらいです。そういうわけです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

ありがとうございました。幼稚園は学校教育に位置づけられているということなんですね。特に本校は3年次教育。いわゆる3歳児幼児教育というのは、元宮里教育長の時分から継続されて、すばらしい成果を上げております。そこで先ほどもありましたけれども、例えば3年次、いわゆる入学する場合の、あの態度はすばらしいですよ。見て本当に頼もしいですよ。いかに3歳児教育というのが重要であるかということは、本当に我々も参観していますけど、目の当たりにして感動する場合があります。そういうことで、3年教育というのはすばらしいことだと思っております。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5 番 金城英雄議員。

○ 5 番（金城英雄議員）

一言、この入園料は入園と同時に納付することとされてありますが、これは入園料が安くなったにもかかわらず、何かそのとき法律の文言だからそのようにさせなければいけないかもしれませんが、読んだら何か強制的に感じますよね。入園と同時に入園料を納めなさいというふうに書かれてありますが、強いてそういうことではないと思いますが、人の家庭にはいろいろ都合があつて、払える場合と払えない場合があります。どこの家庭でも。ですからそういう面にも非常に配慮しながらそういうことを心がけてください。それだけお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番 宮里祐司議員。

○ 6 番（宮里祐司議員）

私はこの条例案に対しまして賛成いたします。子供は地域の希望の光であります。大きなことではなくても本当にこういう小さな幸せを多くつくっていくことが、まさに今、住民が求めていることだと思います。それは次世代育成支援行動計画のニーズ調査の中でも一番多く、村に望む子育て支援として上げている部分でございます。7割の方がやっておりますので、今後ともさらなる子育て費用の軽減策をよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正（条例第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部改正(条例第3号)は、原案のとおり可決されました。

これで本日の議案は全部終了しました。

追加日程で、これから阿嘉のほうに現場視察にまいります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平秀保)

再開します。

これで、現場視察を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 (午後5時15分)